

新旧対照表

○ 道路交通法に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改定部分)

改定後	改定前	備考								
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（5－8）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第74条の3第6項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：安全運転管理者等の解任命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第9条の9第1項（安全運転管理者の要件）、第9条の9第2項（副安全運転管理者の要件）、第9条の10（安全運転管理者の義務）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 処 分 基 準： 解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 安全運転管理者等が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項又は第4項の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）で定める要件（以下単に「要件」という。）を備えないこととなった場合 具体的には、 ・安全運転管理者等が自ら酒気帯び運転等の違反行為をした場合 ・30歳未満で安全運転管理者に選任された者について、その後、当該事業所において副安全運転管理者が選任され、要件を備えないこととなった場合 等が該当する。 2 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、 ・安全運転管理者が、最高速度を超過する速度による運転をしなければ、目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、当該計画に従って、運転者に自動車運転させたため、当該運転者が最高速度違反に起因する交通事故を起こした場合 ・安全運転管理者が、必要な権限が与えられているにもかかわらず、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置せず、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合 ・安全運転管理者が、運転後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を日常的に実施せず、業務中の飲酒に対する抑止効果が失われたことにより、運転者が酒気帯び運転を行った場合 等が該当する。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（5－8）	根 拠 条 項：第74条の3第6項	処 分 の 概 要：安全運転管理者等の解任命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第9条の9第1項（安全運転管理者の要件）、第9条の9第2項（副安全運転管理者の要件）、第9条の10（安全運転管理者の義務）	処 分 基 準： 解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 安全運転管理者等が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項又は第4項の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）で定める要件（以下単に「要件」という。）を備えないこととなった場合 具体的には、 ・安全運転管理者等が自ら酒気帯び運転等の違反行為をした場合 ・30歳未満で安全運転管理者に選任された者について、その後、当該事業所において副安全運転管理者が選任され、要件を備えないこととなった場合 等が該当する。 2 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、 ・安全運転管理者が、最高速度を超過する速度による運転をしなければ、目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、当該計画に従って、運転者に自動車運転させたため、当該運転者が最高速度違反に起因する交通事故を起こした場合 ・安全運転管理者が、必要な権限が与えられているにもかかわらず、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置せず、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合 ・安全運転管理者が、運転後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を日常的に実施せず、業務中の飲酒に対する抑止効果が失われたことにより、運転者が酒気帯び運転を行った場合 等が該当する。	問 い 合 せ 先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）	備 考：	<p>(新設)</p>	
法 令 名：道路交通法（5－8）										
根 拠 条 項：第74条の3第6項										
処 分 の 概 要：安全運転管理者等の解任命令										
原権者（委任先）：千葉県公安委員会										
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第9条の9第1項（安全運転管理者の要件）、第9条の9第2項（副安全運転管理者の要件）、第9条の10（安全運転管理者の義務）										
処 分 基 準： 解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 安全運転管理者等が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項又は第4項の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）で定める要件（以下単に「要件」という。）を備えないこととなった場合 具体的には、 ・安全運転管理者等が自ら酒気帯び運転等の違反行為をした場合 ・30歳未満で安全運転管理者に選任された者について、その後、当該事業所において副安全運転管理者が選任され、要件を備えないこととなった場合 等が該当する。 2 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、 ・安全運転管理者が、最高速度を超過する速度による運転をしなければ、目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、当該計画に従って、運転者に自動車運転させたため、当該運転者が最高速度違反に起因する交通事故を起こした場合 ・安全運転管理者が、必要な権限が与えられているにもかかわらず、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置せず、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合 ・安全運転管理者が、運転後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を日常的に実施せず、業務中の飲酒に対する抑止効果が失われたことにより、運転者が酒気帯び運転を行った場合 等が該当する。										
問 い 合 せ 先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）										
備 考：										

改定後	改定前	備考					
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（5－9）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第74条の3第8項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車の使用者に対する是正措置命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法第74条の3第7項（安全運転管理者に対する権限付与、必要な機材の整備）</td> </tr> </table> <p>処 分 基 準：</p> <p>是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。 2 自動車の使用者が、安全運転管理者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 <p>問 い 合 わ せ 先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）</p> <p>備 考：</p>	法 令 名：道路交通法（5－9）	根 拠 条 項：第74条の3第8項	処 分 の 概 要：自動車の使用者に対する是正措置命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第74条の3第7項（安全運転管理者に対する権限付与、必要な機材の整備）	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">（新設）</p>	
法 令 名：道路交通法（5－9）							
根 拠 条 項：第74条の3第8項							
処 分 の 概 要：自動車の使用者に対する是正措置命令							
原権者（委任先）：千葉県公安委員会							
法 令 の 定 め：道路交通法第74条の3第7項（安全運転管理者に対する権限付与、必要な機材の整備）							

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処分基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">法令名：道路交通法 (<u>5-10</u>)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">根拠条項：第75条第2項</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処分概要：自動車の使用制限命令</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">原権者(委任先)：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">法令の定め： 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処分基準： 別添のとおりである。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">備考：</td></tr> </table>	法令名：道路交通法 (<u>5-10</u>)	根拠条項：第75条第2項	処分概要：自動車の使用制限命令	原権者(委任先)：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)	処分基準： 別添のとおりである。	問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110	備考：	<p style="text-align: center;">処分基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成20年2月6日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">法令名：道路交通法 (<u>5-8</u>)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">根拠条項：第75条第2項</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処分概要：自動車の使用制限命令</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">原権者(委任先)：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">法令の定め： 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処分基準： 別添のとおりである。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">備考：</td></tr> </table>	法令名：道路交通法 (<u>5-8</u>)	根拠条項：第75条第2項	処分概要：自動車の使用制限命令	原権者(委任先)：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)	処分基準： 別添のとおりである。	問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110	備考：	
法令名：道路交通法 (<u>5-10</u>)																		
根拠条項：第75条第2項																		
処分概要：自動車の使用制限命令																		
原権者(委任先)：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)																		
処分基準： 別添のとおりである。																		
問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110																		
備考：																		
法令名：道路交通法 (<u>5-8</u>)																		
根拠条項：第75条第2項																		
処分概要：自動車の使用制限命令																		
原権者(委任先)：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)																		
処分基準： 別添のとおりである。																		
問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110																		
備考：																		
別添 (略)	別添 (略)																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処分基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法令名：道路交通法（<u>5-11</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根拠条項：第75条の2第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分概要：自動車の使用制限命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備考：</td> </tr> </table>	法令名：道路交通法（ <u>5-11</u> ）	根拠条項：第75条の2第1項	処分概要：自動車の使用制限命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）	処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。	問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110	備考：	<p style="text-align: center;">処分基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成20年2月6日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法令名：道路交通法（<u>5-9</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根拠条項：第75条の2第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分概要：自動車の使用制限命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備考：</td> </tr> </table>	法令名：道路交通法（ <u>5-9</u> ）	根拠条項：第75条の2第1項	処分概要：自動車の使用制限命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）	処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。	問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110	備考：	
法令名：道路交通法（ <u>5-11</u> ）																		
根拠条項：第75条の2第1項																		
処分概要：自動車の使用制限命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）																		
処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。																		
問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110																		
備考：																		
法令名：道路交通法（ <u>5-9</u> ）																		
根拠条項：第75条の2第1項																		
処分概要：自動車の使用制限命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）																		
処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。																		
問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110																		
備考：																		
別添（略）	別添（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処分基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">法令名：道路交通法（<u>5-12</u>）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">根拠条項：第75条の2第2項</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処分概要：車両の使用制限命令</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">法令の定め： 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">備考：</td></tr> </table>	法令名：道路交通法（ <u>5-12</u> ）	根拠条項：第75条の2第2項	処分概要：車両の使用制限命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）	処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。	問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110	備考：	<p style="text-align: center;">処分基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成20年2月6日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">法令名：道路交通法（<u>5-10</u>）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">根拠条項：第75条の2第2項</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処分概要：車両の使用制限命令</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">法令の定め： 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">備考：</td></tr> </table>	法令名：道路交通法（ <u>5-10</u> ）	根拠条項：第75条の2第2項	処分概要：車両の使用制限命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）	処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。	問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110	備考：	
法令名：道路交通法（ <u>5-12</u> ）																		
根拠条項：第75条の2第2項																		
処分概要：車両の使用制限命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）																		
処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。																		
問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110																		
備考：																		
法令名：道路交通法（ <u>5-10</u> ）																		
根拠条項：第75条の2第2項																		
処分概要：車両の使用制限命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）																		
処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。																		
問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110																		
備考：																		
別添（略）	別添（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-13)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第77条第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 道路使用許可の条件の変更・付加</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先) : 警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め :</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準 : 別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5-13)	根 拠 条 項 : 第77条第4項	処 分 の 概 要 : 道路使用許可の条件の変更・付加	原権者(委任先) : 警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)	法令の定め :	処 分 基 準 : 別紙のとおり	問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課	備 考	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成23年2月2日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-11)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第77条第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 道路使用許可の条件の変更・付加</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先) : 警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め :</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準 : 別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5-11)	根 拠 条 項 : 第77条第4項	処 分 の 概 要 : 道路使用許可の条件の変更・付加	原権者(委任先) : 警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)	法令の定め :	処 分 基 準 : 別紙のとおり	問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課	備 考	
法 令 名 : 道路交通法 (5-13)																		
根 拠 条 項 : 第77条第4項																		
処 分 の 概 要 : 道路使用許可の条件の変更・付加																		
原権者(委任先) : 警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)																		
法令の定め :																		
処 分 基 準 : 別紙のとおり																		
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課																		
備 考																		
法 令 名 : 道路交通法 (5-11)																		
根 拠 条 項 : 第77条第4項																		
処 分 の 概 要 : 道路使用許可の条件の変更・付加																		
原権者(委任先) : 警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)																		
法令の定め :																		
処 分 基 準 : 別紙のとおり																		
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課																		
備 考																		
別紙 (略)	別紙 (略)																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-14)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第77条第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 道路使用許可の停止又は取り消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 法第77条第6項 (条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準 : 別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5-14)	根 拠 条 項 : 第77条第5項	処 分 の 概 要 : 道路使用許可の停止又は取り消し	原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)	法令の定め : 法第77条第6項 (条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続)	処 分 基 準 : 別紙のとおり	問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課	備 考 :	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成6年10月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-12)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第77条第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 道路使用許可の停止又は取り消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 法第77条第6項 (条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準 : 別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5-12)	根 拠 条 項 : 第77条第5項	処 分 の 概 要 : 道路使用許可の停止又は取り消し	原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)	法令の定め : 法第77条第6項 (条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続)	処 分 基 準 : 別紙のとおり	問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課	備 考 :	
法 令 名 : 道路交通法 (5-14)																		
根 拠 条 項 : 第77条第5項																		
処 分 の 概 要 : 道路使用許可の停止又は取り消し																		
原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)																		
法令の定め : 法第77条第6項 (条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続)																		
処 分 基 準 : 別紙のとおり																		
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課																		
備 考 :																		
法 令 名 : 道路交通法 (5-12)																		
根 拠 条 項 : 第77条第5項																		
処 分 の 概 要 : 道路使用許可の停止又は取り消し																		
原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)																		
法令の定め : 法第77条第6項 (条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続)																		
処 分 基 準 : 別紙のとおり																		
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課																		
備 考 :																		
別紙 (略)	別紙 (略)																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-15</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第90条第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-15</u> ）	根 拠 条 項：第90条第5項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）	処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-13</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第90条第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-13</u> ）	根 拠 条 項：第90条第5項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）	処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ <u>5-15</u> ）																		
根 拠 条 項：第90条第5項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）																		
法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）																		
処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ <u>5-13</u> ）																		
根 拠 条 項：第90条第5項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）																		
法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）																		
処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
別紙（略）	別紙（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-16</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第90条第6項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-16</u> ）	根 拠 条 項：第90条第6項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）	処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-14</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第90条第6項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-14</u> ）	根 拠 条 項：第90条第6項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）	処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ <u>5-16</u> ）																		
根 拠 条 項：第90条第6項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）																		
処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ <u>5-14</u> ）																		
根 拠 条 項：第90条第6項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）																		
処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
別紙（略）	別紙（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-17</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第90条第9項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-17</u> ）	根 拠 条 項：第90条第9項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-15</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第90条第9項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-15</u> ）	根 拠 条 項：第90条第9項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ <u>5-17</u> ）																		
根 拠 条 項：第90条第9項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ <u>5-15</u> ）																		
根 拠 条 項：第90条第9項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
別紙（略）	別紙（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-18</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第90条第10項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-18</u> ）	根 拠 条 項：第90条第10項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-16</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第90条第10項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-16</u> ）	根 拠 条 項：第90条第10項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ <u>5-18</u> ）																		
根 拠 条 項：第90条第10項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ <u>5-16</u> ）																		
根 拠 条 項：第90条第10項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
別紙（略）	別紙（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名： 道路交通法 <u>(5-19)</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項： 第91条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要： 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）： 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め： 道路交通法第93条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第1項（適性試験）、第24条第6項（技能試験）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準： 身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、 その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 せ 先： <u>交通部運転免許本部運転教育課安全運転相談係</u> 043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名： 道路交通法 <u>(5-19)</u>	根 拠 条 項： 第91条	処 分 の 概 要： 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更	原権者（委任先）： 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 道路交通法第93条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第1項（適性試験）、第24条第6項（技能試験）	処 分 基 準： 身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、 その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。	問 い 合 せ 先： <u>交通部運転免許本部運転教育課安全運転相談係</u> 043-274-2000	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名： 道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項： 第91条 <u>(5-17)</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要： 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）： 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め： 道路交通法第93条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第1項（適性試験）、第24条第6項（技能試験）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準： 身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、 その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 せ 先： <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター適性係</u> 043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名： 道路交通法	根 拠 条 項： 第91条 <u>(5-17)</u>	処 分 の 概 要： 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更	原権者（委任先）： 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 道路交通法第93条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第1項（適性試験）、第24条第6項（技能試験）	処 分 基 準： 身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、 その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。	問 い 合 せ 先： <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター適性係</u> 043-274-2000	備 考：	
法 令 名： 道路交通法 <u>(5-19)</u>																		
根 拠 条 項： 第91条																		
処 分 の 概 要： 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更																		
原権者（委任先）： 千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め： 道路交通法第93条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第1項（適性試験）、第24条第6項（技能試験）																		
処 分 基 準： 身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、 その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。																		
問 い 合 せ 先： <u>交通部運転免許本部運転教育課安全運転相談係</u> 043-274-2000																		
備 考：																		
法 令 名： 道路交通法																		
根 拠 条 項： 第91条 <u>(5-17)</u>																		
処 分 の 概 要： 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更																		
原権者（委任先）： 千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め： 道路交通法第93条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第1項（適性試験）、第24条第6項（技能試験）																		
処 分 基 準： 身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、 その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。																		
問 い 合 せ 先： <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター適性係</u> 043-274-2000																		
備 考：																		
別紙1及び2（略）	別紙1及び2（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（5-20）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第103条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 運転教育課安全運転相談係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ 5-20 ）	根 拠 条 項：第103条第1項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）	処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 運転教育課安全運転相談係	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（5-18）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第103条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 千葉センター適性相談係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ 5-18 ）	根 拠 条 項：第103条第1項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）	処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 千葉センター適性相談係	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ 5-20 ）																		
根 拠 条 項：第103条第1項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）																		
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）																		
処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 運転教育課安全運転相談係																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ 5-18 ）																		
根 拠 条 項：第103条第1項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）																		
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）																		
処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 千葉センター適性相談係																		
備 考：																		
別紙1及び2（略）	別紙1及び2（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-21</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第103条第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-21</u> ）	根 拠 条 項：第103条第2項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）	処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-19</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第103条第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-19</u> ）	根 拠 条 項：第103条第2項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）	処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ <u>5-21</u> ）																		
根 拠 条 項：第103条第2項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）																		
処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ <u>5-19</u> ）																		
根 拠 条 項：第103条第2項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）																		
処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
別紙（略）	別紙（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（5-22）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第103条第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 運転教育課安全運転相談係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ 5-22 ）	根 拠 条 項：第103条第4項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	法 令 の 定 め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）	処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 運転教育課安全運転相談係	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（5-20）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第103条第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 千葉センター適性相談係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ 5-20 ）	根 拠 条 項：第103条第4項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	法 令 の 定 め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）	処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 千葉センター適性相談係	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ 5-22 ）																		
根 拠 条 項：第103条第4項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）																		
法 令 の 定 め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）																		
処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 運転教育課安全運転相談係																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ 5-20 ）																		
根 拠 条 項：第103条第4項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）																		
法 令 の 定 め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）																		
処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 千葉センター適性相談係																		
備 考：																		
別紙1及び2（略）	別紙1及び2（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（5-23）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第103条第7項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ 5-23 ）	根 拠 条 項：第103条第7項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（5-21）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第103条第7項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ 5-21 ）	根 拠 条 項：第103条第7項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ 5-23 ）																		
根 拠 条 項：第103条第7項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ 5-21 ）																		
根 拠 条 項：第103条第7項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
別紙（略）	別紙（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-24</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第103条第8項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-24</u> ）	根 拠 条 項：第103条第8項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-22</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第103条第8項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-22</u> ）	根 拠 条 項：第103条第8項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ <u>5-24</u> ）																		
根 拠 条 項：第103条第8項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ <u>5-22</u> ）																		
根 拠 条 項：第103条第8項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
別紙（略）	別紙（略）																	

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <p>法 令 名：道路交通法（5-25）</p> <p>根 拠 条 項：第104条の2の3第1項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第102条第1項から第4項まで（臨時適性検査等）、第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号（免許の取消し、停止等） 道路交通法施行令第39条の2第1項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）</p> <p>処 分 基 準：自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときの免許の効力の停止の期間は、処分の日から、臨時適性検査又は診断書提出命令を行ったとした場合において、当該臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。</p> <p>問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 運転教育課安全運転相談係</p> <p>備 考：</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <p>法 令 名：道路交通法（5-23）</p> <p>根 拠 条 項：第104条の2の3第1項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第102条第1項から第4項まで（臨時適性検査等）、第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号（免許の取消し、停止等） 道路交通法施行令第39条の2第1項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）</p> <p>処 分 基 準：自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときの免許の効力の停止の期間は、処分の日から、臨時適性検査又は診断書提出命令を行ったとした場合において、当該臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。</p> <p>問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 千葉センター適性相談係</p> <p>備 考：</p>	

改定後	改定前	備考
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p>	
<p>法 令 名：道路交通法（5-26）</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5-24）</p>	
<p>根 拠 条 項：第104条の2の3第3項</p>	<p>根 拠 条 項：第104条の2の3第3項</p>	
<p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</p>	<p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</p>	
<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p>	<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p>	
<p>法 令 の 定 め：道路交通法第90条第1項第1号から第2号まで（免許の拒否等）、第101条の7（臨時認知機能検査等）、第102条第1項から第7項まで（臨時適性検査等）、第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）第108条の2第1項第12号（講習）</p> <p>道路交通法施行令第37条の6の3（認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為）、第37条の6の4（臨時認知機能検査の受検期間等の特例）、第37条の7（臨時適性検査）、第39条の2第2項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）</p> <p>道路交通法施行規則第29条の2の5第1項（臨時高齢者講習）、第29条の3第1項（臨時適性検査等）</p>	<p>法 令 の 定 め：道路交通法第90条第1項第1号から第2号まで（免許の拒否等）、第101条の7（臨時認知機能検査等）、第102条第1項から第7項まで（臨時適性検査等）、第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）第108条の2第1項第12号（講習）</p> <p>道路交通法施行令第37条の6の3（認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為）、第37条の6の4（臨時認知機能検査の受検期間等の特例）、第37条の7（臨時適性検査）、第39条の2第2項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）</p> <p>道路交通法施行規則第29条の2の5第1項（臨時高齢者講習）、第29条の3第1項（臨時適性検査等）</p>	
<p>処 分 基 準：臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）又は診断書提出命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）がそれぞれ当該臨時認知機能検査、当該臨時高齢者講習若しくは当該臨時適性検査を受けないと認める場合又は当該診断書提出命令に従わない場合の免許の取消しは法令の定めを基準とする。効力の停止の期間は、臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習に係る処分については法令の定めを基準とし、臨時適性検査又は診断書提出命令に係る処分については、処分の日から、当該臨時適性検査又は当該診断書提出命令を行ったとした場合において、その結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。</p>	<p>処 分 基 準：臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）又は診断書提出命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）がそれぞれ当該臨時認知機能検査、当該臨時高齢者講習若しくは当該臨時適性検査を受けないと認める場合又は当該診断書提出命令に従わない場合の免許の取消しは法令の定めを基準とする。効力の停止の期間は、臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習に係る処分については法令の定めを基準とし、臨時適性検査又は診断書提出命令に係る処分については、処分の日から、当該臨時適性検査又は当該診断書提出命令を行ったとした場合において、その結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。</p>	
<p>問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 運転教育課講習係、安全運転相談係</p>	<p>問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴関係 免許課講習係 千葉センター適性相談係</p>	
<p>備 考：</p>	<p>備 考：</p>	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（5-27）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第107条の5第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ 5-27 ）	根 拠 条 項：第107条の5第1項	処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）	処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（5-25）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第107条の5第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ 5-25 ）	根 拠 条 項：第107条の5第1項	処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）	処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ 5-27 ）																		
根 拠 条 項：第107条の5第1項																		
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ 5-25 ）																		
根 拠 条 項：第107条の5第1項																		
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係																		
備 考：																		
別紙1及び2（略）	別紙1及び2（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-28</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第107条の5第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-28</u> ）	根 拠 条 項：第107条の5第2項	処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）	処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-26</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第107条の5第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-26</u> ）	根 拠 条 項：第107条の5第2項	処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）	処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ <u>5-28</u> ）																		
根 拠 条 項：第107条の5第2項																		
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ <u>5-26</u> ）																		
根 拠 条 項：第107条の5第2項																		
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
別紙（略）	別紙（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-29</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第107条の5第9項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-29</u> ）	根 拠 条 項：第107条の5第9項	処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）	処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-27</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第107条の5第9項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-27</u> ）	根 拠 条 項：第107条の5第9項	処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）	処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ <u>5-29</u> ）																		
根 拠 条 項：第107条の5第9項																		
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ <u>5-27</u> ）																		
根 拠 条 項：第107条の5第9項																		
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止																		
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
別紙1及び2（略）	別紙1及び2（略）																	

改定後	改定前	備考																
処 分 基 準 令和5年1月1日作成	処 分 基 準 平成27年7月8日作成																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法令名：道路交通法（5-30）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根拠条項：第108条の3の4</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分の概要：自転車運転者講習の受講命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分基準： 道路交通法第108条の3の4に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備考：</td> </tr> </table>	法令名：道路交通法（ 5-30 ）	根拠条項：第108条の3の4	処分の概要：自転車運転者講習の受講命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）	処分基準： 道路交通法第108条の3の4に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 	問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）	備考：	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法令名：道路交通法（5-28）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根拠条項：第108条の3の4</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分の概要：自転車運転者講習の受講命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分基準： 道路交通法第108条の3の4に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備考：</td> </tr> </table>	法令名：道路交通法（ 5-28 ）	根拠条項：第108条の3の4	処分の概要：自転車運転者講習の受講命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）	処分基準： 道路交通法第108条の3の4に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 	問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）	備考：	
法令名：道路交通法（ 5-30 ）																		
根拠条項：第108条の3の4																		
処分の概要：自転車運転者講習の受講命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）																		
処分基準： 道路交通法第108条の3の4に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 																		
問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）																		
備考：																		
法令名：道路交通法（ 5-28 ）																		
根拠条項：第108条の3の4																		
処分の概要：自転車運転者講習の受講命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）																		
処分基準： 道路交通法第108条の3の4に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 																		
問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）																		
備考：																		

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-31</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第108条の32の2第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条 （課程の基準） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-31</u> ）	根 拠 条 項：第108条の32の2第5項	処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条 （課程の基準）	処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和4年 5月 13日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-29</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第108条の32の2第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条 （課程の基準） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-29</u> ）	根 拠 条 項：第108条の32の2第5項	処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条 （課程の基準）	処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ <u>5-31</u> ）																		
根 拠 条 項：第108条の32の2第5項																		
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条 （課程の基準）																		
処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ <u>5-29</u> ）																		
根 拠 条 項：第108条の32の2第5項																		
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条 （課程の基準）																		
処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）																		
備 考：																		
別紙1及び2（略）	別紙1及び2（略）																	

改定後	改定前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-32</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table> <p>別紙1及び2（略）</p>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-32</u> ）	根 拠 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項	処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）	処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和4年 5月 13日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（<u>5-30</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table> <p>別紙1及び2（略）</p>	法 令 名：道路交通法（ <u>5-30</u> ）	根 拠 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項	処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）	処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（ <u>5-32</u> ）																		
根 拠 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項																		
処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）																		
処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法（ <u>5-30</u> ）																		
根 拠 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項																		
処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）																		
処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）																		
備 考：																		